

誓約書

私は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 令和2年度プレミアム付き商品券「三次藩札」の加盟店登録を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 当該店舗は、三次市内に本店を有する法人もしくは三次市内に主たる事業所を有する個人事業主が経営しています。
2. 事業は法令に違反していません。また、公序良俗に反していません。
3. 反社会的行為に関して
 - (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
 - (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていません。
 - (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
 - (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
 - (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

三次商工会議所 会頭 様
三次広域商工会 会長 様

令和 年 月 日

住 所
事業所名
代表者名

㊞

注意

令和2年度三次藩札加盟店登録の注意事項

◇ **昨年度までの三次藩札は使用・換金できません。**

誤って受け取っても換金できません。(発行者は一切責任を負いません)

◇ **三次藩札の利用対象にならないもの**

1. 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、純金などの換金性の高いもの
2. 電子マネーやプリペイドカードなどへの入金
3. 株式、先物、保険、宝くじなどの金融商品
例) 自動車購入や車検時に支払う自賠責保険など
例) コンビニ等で支払う国民健康保険料など
4. 事業活動に伴い発生する費用への支払い
例) 買掛金の支払い
例) 社用車(営業用車両)等の燃料代
5. 国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い
例) 自動車購入時や車検時に支払う重量税・取得税・自動車税など
例) コンビニ等で支払う自動車税、固定資産税、住民税など
例) 電気料金、ガス料金、上下水道料金等の支払い(メーター管理されているもの)
6. 売掛金への充当
例) 8月16日以前に消費者へ販売、サービスを提供したものに対し、8月17日以降、三次藩札で受け取ること
7. 加盟店が購入した商品券をそのまま換金する行為、第三者から預かった商品券を代理換金する行為

その他、商品券の取扱、加盟店登録についてご不明な点等ありましたら、三次商工会議所または三次広域商工会へご相談ください